

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田辺市は、介護保険事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県田辺市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険事業に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法の規定による第1号及び第2号被保険者の被保険者証交付申請受理・確認、被保険者証の交付、第1号被保険者の資格取得の届出受理・確認、住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出の受・確認、保険料賦課要件の確認、保険料額の通知、被保険者の資格喪失の届出受理・確認、被保険者証の再交付申請受理・確認、被保険者証の再交付・検認又は更新、被保険者証交付済被保険者の氏名・住所の変更の届出の受理・確認、第1号被保険者の世帯変更の届出受理・確認、保険料の特例徴収額の通知等、保険料の減免申請受理・要件確認、保険料の減免の通知、保険料の徴収猶予申請の受理・要件確認、保険料の徴収猶予の通知、居宅介護福祉用具購入費の支給の申請受理・確認・支給決定通知、居宅介護住宅改修費の支給の申請受理・確認・支給決定通知、居宅サービス計画作成依頼(変更)の届出受理、介護予防サービス計画作成依頼(変更)の届出受理、居宅介護サービス費等の額の特例の申請受理・要件確認・決定通知、介護予防サービス費等の額の特例の申請申請・要件確認・決定通知、高額介護サービス費の支給の支給申請受理・要件確認・支給決定通知、高額医療合算介護サービス費の支給申請受理、高額医療合算介護サービス費の証明書の交付、高額医療合算介護サービス費の医療保険者からの通知の受理、高額医療合算介護サービスの支給額の通知、高額医療合算介護予防サービス費の支給申請受理、高額医療合算介護予防サービス費の証明書の交付、高額医療合算介護予防サービス費の医療保険者からの通知の受理、高額医療合算介護予防サービス費の支給額の通知、特定入所者介護サービス費の支給申請受理・要件確認・支給決定の通知及び認定証の交付・再交付、特定入所者の負担限度額にかかる特例の申請書受理・確認、特定入所者介護予防サービス費の支給申請受理・要件確認・支給決定の通知及び認定証の交付・再交付、特定入所者の負担限度額にかかる特例の申請書受理・確認、他の法令による給付との調整、保険料滞納者に係る支払い方法の変更、保険料滞納者に係る支払方法変更の記載の削除、保険給付の支払の一時差止、保険給付の支払の一時差止に係る保険給付額からの滞納保険料額控除の通知、第2号被保険者の保険給付の一時差止の確認・通知、第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除依頼、第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除依頼の確認、旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給申請受理・要件確認・支給決定通知、旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給申請受理・要件確認・支給決定通知、要介護認定申請の受理・医療被保険者資格の確認・認定結果の通知、要支援認定申請の受理・医療被保険者資格の確認・認定結果の通知、要介護更新認定の申請の受理・医療被保険者資格の確認・認定結果の通知、要支援更新認定の申請の受理・医療被保険者資格の確認・認定結果の通知、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理・医療被保険者資格の確認・認定結果の通知、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理・医療被保険者資格の確認・認定結果の通知、住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認、介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請の受理・申請内容の確認・通知介護保険利用料助成の申請の受理、結果の通知、支給家族介護用品・紙おむつ等購入費申請の受理、結果の通知、支給。家族介護慰労金支給申請の受理、結果の通知、老人日常生活用具申請の受理、結果の通知、給付、高齢者住宅改修費の申請の受理、結果の通知、支給を行うもので、特定個人情報ファイルはこれらの事務に使用している。</p> <p>○地域支援事業に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。 <p><介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。 ・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町村が登録した情報の確認等を行う。 ・住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。
③システムの名称	介護保険システム、介護情報基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護資格ファイル(2)介護賦課ファイル(3)介護受給者台帳ファイル(4)介護給付実績ファイル(5)宛名管理ファイル(6)収納情報ファイル(7)滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 68項、第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、39、42、43、56-2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、106、109
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部やすらぎ対策課
②所属長の役職名	やすらぎ対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 保健福祉部やすらぎ対策課 0739-26-4931
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 保健福祉部やすらぎ対策課 0739-26-4931
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書に個人番号欄はあるが、事務運用上は記載を求めず、マイナンバー登録は行っていない。また、オンライン申請では項目そのものを除外することで、誤って記載されることを防いでいる。これにより、リスクに対する実効的な対策が講じられていると判断する。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書に個人番号欄はあるが事務運用上は記載を求めず、マイナンバー登録は行っていない。また、オンライン申請では項目そのものを除外することで、誤って記載されることを防いでいる。これにより、リスクに対する実効的な対策が講じられていると判断する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月7日	評価実施機関名	田辺市長	和歌山県田辺市長	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 7 請求先	和歌山県田辺市高雄一丁目23番1号	和歌山県田辺市東山一丁目5番1号	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 8 連絡先	和歌山県田辺市高雄一丁目23番1号	和歌山県田辺市東山一丁目5番1号	事後	
令和6年5月7日	II しきい値判断項目 1 対象人数 時点日	平成27年9月30日時点	令和6年5月7日時点	事後	
令和6年5月7日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	平成27年9月30日時点	令和6年5月7日時点	事後	
令和8年1月10日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和6年5月7日時点	令和8年1月10日時点	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 1 特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		○地域支援事業に関する事務 介護情報基盤に関する内容を追記	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 1 特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム	介護保険システム、介護情報基盤	事後	
令和8年3月2日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	—	新規追加	事後	
令和8年3月2日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	新規追加	事後	